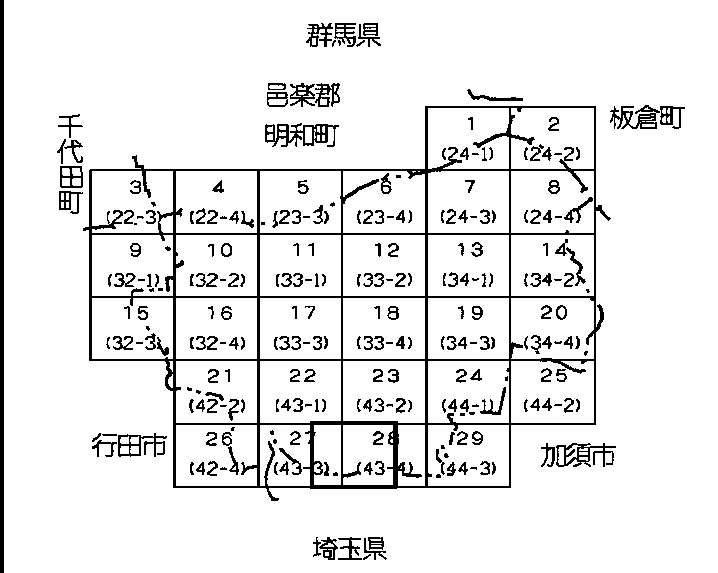
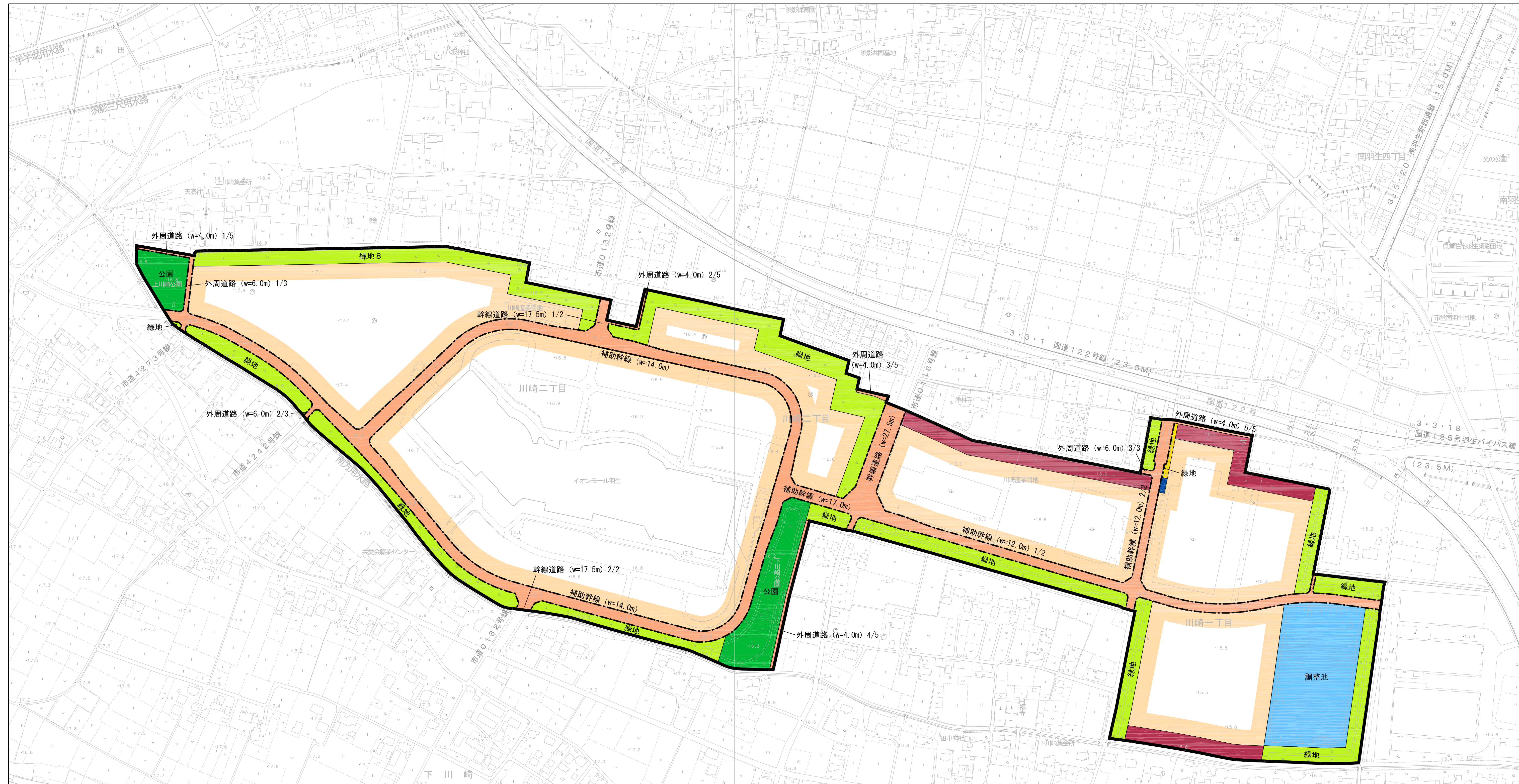


地区計画一地区整備計画図
【壁面の位置の制限】

羽生市地形図



記号

■	緑地	A 37.2	三井
■	緑地	B 25.6	東武
■	緑地	C 42.3	東武
■	緑地	D 35.6	東武
■	緑地	E 25.7	東武
■	緑地	F 12.3	東武
■	緑地	G 19.6	東武
■	緑地	H 25.6	東武
■	緑地	I 25.6	東武
■	緑地	J 25.6	東武
■	緑地	K 25.6	東武
■	緑地	L 25.6	東武
■	緑地	M 25.6	東武
■	緑地	N 25.6	東武
■	緑地	O 25.6	東武
■	緑地	P 25.6	東武
■	緑地	Q 25.6	東武
■	緑地	R 25.6	東武
■	緑地	S 25.6	東武
■	緑地	T 25.6	東武
■	緑地	U 25.6	東武
■	緑地	V 25.6	東武
■	緑地	W 25.6	東武
■	緑地	X 25.6	東武
■	緑地	Y 25.6	東武
■	緑地	Z 25.6	東武

凡例

地区計画区域・地区整備計画区域	
壁面の位置の制限（公共枡及び防火水槽用地は、当該敷地の一部とみなす。）	
部分A	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下、「外壁等」という。）の面は、地盤面下の部分を除き道路境界線から2.0m以上後退しなければならない。
部分B	外壁等の面は、地盤面下の部分を除き道路境界線から8.5m以上後退しなければならない。
部分C	外壁等の面は、地盤面下の部分を除き道路境界線又は水路境界線から4.5m以上後退しなければならない。
その他の部分	外壁等の面は、地盤面下の部分を除き道路境界線から4m以上及び隣地境界線から2m以上後退しなければならない。また、道路境界線から（出入口部分は除く。）幅員2.5m以上の部分を緑化帯としなければならない。
ただし、公共公益上やむを得ない建築物、スカイウェイ及び建築物の管理上最小限必要な付帯施設については、この限りでない。	

1:2,500

原簿は平成14年国土交通省告示第9号の縮図による航空写真、
平面位置関係は、世界測系による
原簿は複写カトル図法
図中に表示してある距離は、プロメートル単位
で表示し、5メートル未満は省略
異なる結果は東京府の平均海
面高の差は2メートル